

(直轄、独法等)

国会公第183号
令和7年12月16日

各発注機関の長 殿

国土交通事務次官

令和7年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく「令和7年度補正予算」が12月16日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

令和7年度国土交通省所管事業の執行については、既に令和7年4月4日付け国会公第281号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 令和7年度補正予算による追加事業の執行に当たっては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ適切な執行を図ること。
2. 入札・契約手続の実施に当たっては、「令和7年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和7年4月4日）等に基づき、一層の透明性及び競争性の確保等に努めるとともに、事業に早期に着手できるよう、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効

率化の徹底、指名競争入札方式の活用等により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

特に、災害復旧工事等においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第4号の規定、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月3日改正）及び「災害復旧における適切な入札方式の適用ガイドラインについて」（令和7年4月1日）に基づき、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会勧告）を踏まえ、ダンピング受注の防止の徹底、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約及び地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払いを推進すること。材料や燃料費の高騰、納期の長期化等が見られる場合には、最新の取引価格を反映した適正な請負代金を設定するとともに、納期の実態を踏まえた適正な工期を確保するなど、契約変更（いわゆるスライド条項による変更を含む）を含めて適切に対応すること。また、工事の円滑な施工を確保するため、品確法第7条第1項第7号等の趣旨も踏まえ、地域企業の活用に配慮しつつ、適切な規模での発注等による建設技術者等の効率的な活用に資する措置の実施を図るとともに、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」（令和7年3月12日）や「工期に関する基準」（令和6年3月27日中央建設業審議会最終改定・勧告）等を踏まえた適正な工期の設定、翌債等の繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

あわせて、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債）を適切に活用すること。

さらに、ICTの全面的な活用や、現場打ちコンクリートの施工性向上、二次製品の活用等により、i-Constructionを推進することに加えて、建設現場のオートメーション化に向けた取組であるi-Construction 2.0を推進すること。

これらの取組みにより、生産性向上と建設産業における働き方改革を推進すること。

このほか、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、令和7年12月12日に完全施行した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）を踏まえ、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 令和7年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等の趣旨を踏まえ、地域企業の活用にも配慮しつつ、引き続き

中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

また、建設労働力・建設資材の需給・価格動向の的確な把握に努めるとともに、できるだけ建設労働力・建設資材の不足が生じないよう、関係機関と密接に連絡・調整する等事態の推移に応じた所要の対策を迅速に講じ、事業の円滑な実施を期すこと。

国会公第183号-2
令和7年12月16日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

令和7年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。